

## 仙北市テナント事業者等支援給付金 よくある問合せ

### 【支給対象者について】

Q1-1：対象になる事業者の要件は何ですか？

A1-1：次のすべてに該当する法人又は個人事業主（以下「事業者」という。）が対象となります。

- ・仙北市内に事業所を有する事業者で、原則令和元年12月31日以前から事業を開始していること。
- ・令和2年3月から同年12月の期間中のいずれかの月において、前年同月比の売上高が20%以上減少していること。
- ・給付金受領後も事業者として営業活動を継続する意志があること。
- ・法令及び公序良俗に反していないこと。

Q1-2：対象外となる事業者の要件は何ですか？

A1-2：次のいずれかに該当する事業者は対象外となります。

- ・申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でなく、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団、暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- ・法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく事業を行うもの
- ・農業、林業及び漁業に属する個人経営の事業所
- ・宗教に属する事業所又は政治団体
- ・公益法人又は事業者の経営に国又は地方公共団体が直接又は間接に参画しているもの

Q1-3：仙北市外の法人（個人事業主）ですが、仙北市内にテナント店舗Aを営業しています。このテナント店舗Aの支払家賃は、支給対象になりますか？

A1-3：この給付金は、売上高が減少した仙北市内のテナント店舗を対象としています。このため、ご質問のテナント店舗Aの支払家賃は支給対象となります。

Q1-4：仙北市内の法人（個人事業主）ですが、仙北市外にテナント店舗Bを営業しています、この仙北市外での支払家賃は交付対象になりますか？

A1-4：この給付金は、売上高が減少した仙北市内のテナント店舗を対象としています。このため、ご質問の仙北市外のテナント店舗の支払家賃は給付金の支給対象外となります。

Q1-5：国の家賃支援給付金を受給した（申請する予定を含む）が、仙北市のテナント給付金は受給することができますか？

A1-5：国の「家賃支援給付金」の給付を受けていても（これから申請する予定含む）申請することができます。

Q1-6：賃貸人（かしぬし）がこの給付金の申請を行うことはできますか？

A1-6：この給付金は、賃借人（かりぬし）の方が申請するものです。賃貸人（かしぬし）の方が申請することができません。

Q1-7：賃貸借契約の賃貸人（かしぬし）と賃借人（かりぬし）の関係が、企業グループ内による取引や、同一人物による取引や、配偶者や一親等内の親族間などによる取引の場合は、どのように取り扱われますか？

A1-7：国の家賃支援給付金と同様に、原則として支給の対象となりません。

Q1-8：テナント店舗を、いわゆる又貸し（転貸）しています。この場合は、どのように扱われますか？

A1-8：給付金の申請ができるのは、実際にテナント店舗で営業を行っている事業者になります。又貸しを行っている事業者の方は、実際は店舗を営業していないので申請することはできません。

Q1-9：個人で農業を営んでいます。この度の給付金の制度において、給付の対象者となりますか？

A1-9：原則として対象となりませんが、仙北市内でテナントを賃貸借し、農業生産物を販売している場合は、ご相談ください。

## 【申請スケジュールなどについて】

Q2-1：事業の申請期間はいつからいつまでですか？

A2-1：令和2年10月5日から令和3年1月15日までです。

Q2-2：申請書及び各様式はどこで手に入りますか？

A2-2：申請書等は仙北市のHPからダウンロードできる他、仙北市観光商工部商工課、各地域センター及び出張所、仙北市商工会（本所・支所・出張所）にて入手できます。

Q2-3：申請書はどこに提出すればよいですか？

A2-3：申請書等は仙北市観光商工部商工課に提出してください。

Q2-4：申請から補助金交付までの流れを教えてください。

A2-4：交付申請→確認・審査→支給決定→給付金の振込 の流れとなります。

### 【給付金の金額について】

Q3-1：給付金の計算方法はどのように行うのですか？

A3-1：給付金は「申請時の直近1か月の支払家賃（月額）×1/3×6か月」として計算を行います。上限は20万円です。なお、計算結果の千円未満は切捨てます。

Q3-2：1事業者あたりの給付額の上限はありますか？

A3-2：上限は20万円です。

### 【売上高の条件について】

Q4-1：今回の「仙北市テナント事業者等支援給付金」と、先の「仙北市新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金」とでは、売上高の減少割合を比較する上での違いはありますか？

A4-1：上記の2つの制度では、対象とする売上高に以下の違いがあります。  
仙北市テナント事業者等支援給付金：テナント店舗ごとの売上高  
仙北市新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金：主たる事業の売上高

Q4-2：仙北市内に店舗Aと店舗Bを運営しています。売上高の前年同月比の減少割合は、店舗Aは30%減少、店舗Bは50%減少です。この場合、給付金の申請はどのように取り扱われますか。

A4-2：店舗ごとに、売上高の減少割合が給付の基準（20%以上減少）を満たしているため、店舗AとBの支払家賃（月額）を合算して計算を行うことが可能です。ただし、上限は20万円です。計算式は以下のとおりです。

【計算式】申請時の直近1か月の支払家賃（月額A+月額B）×1/3×6か月

Q4-3：仙北市内に店舗Aと店舗Bを運営しています。売上高の前年同月比の減少割合は、店舗Aは30%減少、店舗Bは5%減少です。この場合、給付金の申請はどのように取り扱われますか。

A4-3：店舗ごとの売上高の減少割合で判断しますので、この場合は売上高の減少割合が給付の基準を満たす店舗Aの支払家賃でのみ給付金を計算します。

### 【給付の対象経費について】

Q5-1：給付金の支給対象となるテナントの支払家賃とはどのようなものですか？

A5-1：仙北市で実施するこの給付金の対象は、テナント店舗のように建物にか

かる家賃のみです。国の「家賃支援給付金」は、建物・土地に係る家賃・地代を対象としています。

Q5-2： 自己保有の店舗のローンを支払っています。このローンは給付対象になりますか？

A5-2： ローンは支給対象ではありません。

Q5-3：「自宅兼店舗」への支払家賃は、対象となりますか？

A5-3:対象となりますが、確定申告書における損金計上額などから算出する、自らの事業に要する店舗の部分の支払家賃だけに限ります。

Q5-4： 消費税は給付金の対象に含まれますか？

A5-4：消費税及び地方消費税額が、実際の支払家賃に含まれていれば、対象となります。

Q5-5： 展示会などへの出展料（小間代）は対象となりますか？

A5-5：対象となりません。この給付金で対象としているのは、仙北市内の事業所に係る賃貸借契約に基づく支払家賃です。

### 【申請書類について】

Q6-1： この給付金の申請に必要な書類は何ですか？

A6-1：以下の書類が必要となります。

No	申請書類
1	仙北市テナント事業者等支援給付金給付申請書（様式第1号）
2	仙北市テナント事業者等支援給付金請求書（様式4号）
3	令和元年分の確定申告書 又は 令和2年度の市町村民税申告書の写し
4	対象月の売上高が減少したことがわかる資料の写し （令和2年分・令和元年分の帳簿・その他売上等が分かる書類）
5	賃貸借契約の存在を証明する書類 （賃貸借契約書等の写し）
6	支払家賃の領収書の写し等 （銀行通帳の写し、銀行取引明細書、貸し主からの領収書）
7	法人名義または個人事業主名義の振込先口座の通帳の写し

Q6-2： 以前に「仙北市新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金」の手続きで、「前年同月比で売上高が20%以上減少したことがわかる書類」として確定申告書の写しなどを提出しました。この度の『仙北市テナント事業者

等支援給付金』で必要となる「前年同月比で売上高が20%以上減少したことがわかる書類」とは、この支援金と同じ書類ですか？

A6-2：お見込のとおり同じ書類です。再度提出していただきます。  
ただし、確定申告書に記載された「営業収入」が、今般のテナント店舗に係る営業収入のみの場合に限ります。

Q6-3：国の「家賃支援給付金」を申請し、支給決定を受けました。この支給決定通知により、仙北市への申請書類一式の代用とすることは可能ですか？

A6-3：代用することはできません。これは、仙北市の給付金は「仙北市内の事業所（店舗）」に係る支払家賃を対象としているためです。改めて仙北市にも賃貸借契約書などの申請書類一式の提出が必要となります。

Q6-4：「秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を申請し、支給決定を受けました。この支給決定通知により、仙北市への申請書類一式の代用とすることは可能ですか？

A6-4：代用することはできません。秋田県の協力金とは趣旨が異なります。

Q6-5：テナントの家賃の支払いは、毎月口座振替で支払いをしています。「直近の支払家賃（月額）の領収書の写し」は何を提出すればいいですか？

A6-5：領収書の代わりとして、支払家賃の通帳の引き落としのわかるページの写しを提出してください。

Q6-6：テナントの家賃を四半期ごとに3か月分ずつ支払しているため、領収書の写しは3か月分の支払家賃です。支給額の計算はどのように行われますか？

A6-6：給付金の計算は、「申請時の直近1か月の支払家賃（月額）」を用いて行います。賃貸借契約書により、1か月の支払家賃額を確認します。

## 【その他】

Q7-1：この補助金は課税対象となりますか？

A7-1：課税対象となります。